

非常勤職員の募集について

福岡入国管理局では、下記のとおり障害者の方の非常勤職員を募集します。

1 採用内容

- (1) 採用予定数：4名
- (2) 採用予定月日：平成31年3月1日（金）
- (3) 任期期間：平成31年3月1日から平成31年3月31日まで

2 業務内容

出入国審査及び一般事務等の補助（パソコン入力、書類整理、郵便発送作業等）
※業務内容については障害の程度により相談させていただきます。

3 勤務条件

- (1) 勤務地：福岡入国管理局
福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号福岡第一法務総合庁舎
- (2) 勤務時間：09時00分～17時45分（休憩時間：12時～13時）
土日及び祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く
※勤務時間については週30時間以上で相談させていただきます。
- (3) 休暇：年次休暇は、採用の日から6月継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合、次の1年間において10日付与され、以後、人事院規則15-15第3条等に基づいて付与される
ただし、今回採用される以前から同じ雇用形態で継続して雇用されている場合は、当初雇用された初日を基準日として計上した勤務日数に基づいて年次休暇日数が付与される
他にも人事院規則に基づく有給休暇及び無給休暇あり
- (4) 給与等：日額6,649円を下限として、学歴、職歴に応じて加算する
通勤手当は、常勤職員に準じて支給
なお、月の途中の採用又は退職の際は、日割りにより支給する
- (5) 期末・勤勉手当：年2回支給する
- (6) 保険：雇用保険は加入するが一定の条件を満たして勤務した場合は外れる
社会保険は加入し、所定の保険料を徴収
一定の条件を満たし12月以上雇用された場合は共済組合に加入
- (7) 退職：①分限免職
常勤職員に準ずる

②退職金

常勤職員について定められている勤務時間以上を勤務した日が、18日以上ある月が引き続いて6月を超えた場合は支給の対象となる

(8) 条件付採用期間：採用から1月間

実際に勤務した日数が15日に満たない非常勤職員については、その日数が15日に達するまで条件付採用期間は引き続く

4 応募資格・経験

応募に当たっては、以下の全てを満たす者とする

(1) 日本国籍を有する者

(2) 積極的に業務に取り組む意欲及び協調性があり、社会人としての基本的なマナーを身に付けていること

(3) 国家公務員法第38条に規定する欠格事由に該当しないこと

・業務遂行上の配慮等の確認のため、可能であれば障害者手帳の写し（障害が分かる部分のみで可）の提出か、応募書類に障害状況や配慮事項等を可能な範囲でご記入下さい。

・就労支援機関をご利用の方は可能であれば利用期間及び担当者氏名を応募書類にご記入下さい。

5 応募方法

以下の書類を上記3（1）の勤務地宛て、郵送又は持参（2月20日 必着）

(1) 履歴書（写真貼付） 1通

(2) 職務経歴書 1通

(3) ハローワーク紹介状 1通

※応募の状況により、締切が前後することがあります。

6 選考方法

(1) 第一次試験

書類選考

(2) 第二次試験（書類選考に合格した者のみ）

面接

【問い合わせ先】

福岡入国管理局総務課人事係

住所：〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号

福岡第一法務総合庁舎

電話：092-717-5420